

全学院教職員新年礼拝

神を畏れ、隣人を愛する

2020年1月4日
学院長・宗教総主事
嶋田 順好

聖書：ルカによる福音書 第10章25節-37節

²⁵すると、ある律法の専門家が立ち上がり、イエスを試そうとして言った。「先生、何をしたら、永遠の命を受け継ぐことができるでしょうか。」²⁶イエスが、「律法には何と書いてあるか。あなたはそれをどう読んでいるか」と言われると、²⁷彼は答えた。『心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい、また、隣人を自分のように愛しなさい』とあります。²⁸イエスは言われた。「正しい答えだ。それを実行しなさい。そうすれば命が得られる。」²⁹しかし、彼は自分を正当化しようとして、「では、わたしの隣人とはだれですか」と言った。³⁰イエスはお答えになった。「ある人がエルサレムからエリコへ下って行く途中、追いはぎに襲われた。追いはぎはその人の服をはぎ取り、殴りつけ、半殺しにしたまま立ち去った。³¹ある祭司がたまたまその道を下って来たが、その人を見ると、道の向こう側を通って行った。³²同じように、レビ人もその場所にやって来たが、その人を見ると、道の向こう側を通って行った。³³ところが、旅をしていたあるサマリア人は、そばに来ると、その人を見て憐れに思い、³⁴近寄って傷に油とぶどう酒を注ぎ、包帯をして、自分のろばに乗せ、宿屋に連れて行って介抱した。³⁵そして、翌日になると、デナリオン銀貨二枚を取り出し、宿屋の主人に渡して言った。『この人を介抱してください。費用がもっとかかったら、帰りがけに払います。』³⁶さて、あなたはこの三人の中で、だれが追いはぎに襲われた人の隣人になったと思うか。」³⁷律法の専門家は言った。「その人を助けた人です。」そこで、イエスは言われた。「行って、あなたも同じようにしなさい。」

宮城学院が創立135年目を迎える2021年の最初の礼拝を皆様と共に守れますことを主に感謝したいと存じます。本来なら「明けましておめでとうございます」と挨拶を申し上げたいところですが、「なにがめでたいのか」と問われてしまいそうな状況にあることは間違いありません。

昨年1月28日に海外渡航歴のない日本人から初めて新型コロナウイルス感染者が出て以来文字通り2020年は、コロナに明け、コロナに暮れる一年となりました。緊急事態宣言が発令される中、卒業式も入学式も通常の形で持つことができず、講義や授業もオンデマンド、オンラインなどで展開し、学生、生徒、園児の皆さんの生活も、教員の皆さんの教育、研究のかたちも、職員の皆さんの働き方も、すべてがすべてと言えらるほど、これまでにない対応を強いられることになりました。

そんな厳しい状況にありながらも、教職員の皆さんの行き届いた配慮と、丁寧なコロナ対応も

あって、円滑に講義・授業は進められ、高校で1名、大学で1名の感染者は出たものの、幸いクラスターにまで至ることもなく収束させることができたことでした。しかしながら今もなお第三波の感染の波は一向に収まる気配はなく、感染力がこれまでの1.7倍に強化された変異ウィルスが出現し、寒さと乾燥という気候条件にも力を得たのか、首都圏では連日のように感染者、重症者が増大し、医療崩壊一步手前にまで至りつつあります。ワクチンが開発されたとはいえ、我が国での接種は3月以降となる見込みが強く、その接種がある程度の人数に行き渡り効果が現れるのは、夏以降のことではないかと予想されています。

いずれにしても今、しばらくははっきりとした出口が見えないなか、COVID-19という見えない敵との神経戦にも似た闘いを強いられることにならざるをえません。それだけにこの時、私たちは使徒パウロがローマの信徒への手紙5章3節以下で告げている「わたしたちは知っているのです、苦難は忍耐を、忍耐は練達を、練達は希望を生むということを。希望はわたしたちを欺くことはありません。わたしたちに与えられた聖霊によって、神の愛がわたしたちの心に注がれているからです。」との御言葉をしっかりと心に刻みつつ、共々に励んでまいりたく願うものです。

ところで今朝は、このまま新型コロナウイルス感染症がもたらす試練に対して聖書の御言葉からの示しに聴き入ることも考えたのですが、コロナ禍のなかで、ともすれば見逃されがちで、しかしキリスト教学校としての宮城学院にとってはとても大切な課題を皆さんと共に分かち合いたいと願い、あえてスクール・モットーそのものを説教題に掲げさせていただいたことです。

その大切な問題とは何でしょうか。それは昨年10月1日に明らかにされたことですが、日本学術会議が推薦した新会員候補105名のうち6名の候補者が、菅義偉総理によって任命を拒否されたという問題です。すでに学会、学術団体を中心に多くの抗議声明が出されています。そもそも学術会議法の前文には「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」と謳われています。学術会議の発足が1949(昭和24)年ということを思えば、この背後には戦前、戦中の政府による国家主義的な統制によって内面的精神の自由、すなわち思想良心の自由、信教の自由、学問の自由が侵害され、外面的精神の自由、すなわち表現の自由、集会結社の自由、通信の秘密も著しく蹂躪されたことへの深い反省が込められていると言えるでしょう。

ことに今回任命されなかった6名の学者が、安倍晋三政権時代に安全保障関連法や特定秘密保護法に関して批判的な立場をとってきた人文・社会科学系の学者であったことは、政府の意向に沿わない人物を排除しようとする姿勢を感じないわけにはいきません。「戦後政治の総決算」を唱えた中曽根康弘氏でさえ、首相在任中、学術会議会員の任命に関し「政府が行うのは形式的任命にすぎません」(1983年)と国会で答弁しています。当時の自民党の保守的な政治家には、民主主義の根幹に関わる越えてはならない一線をしっかりと弁える識見と教養があったと言えるでしょう。

しかしながら菅首相は、その越えてはならない一線をいともたやすく乗り越えてしまいました。多分、本人も自らの決定が民主主義の根幹を揺るがすほどの重大な事態であることを、深く理解

し、受け止めもしないまま無自覚にしてかしてしまったことなのではないでしょうか。真に嘆かわしいことは、6名の学者の任命を拒否した理由としては「総合的俯瞰的活動を確保する観点から判断した」という空疎な言葉を繰り返すばかりで、個々人の学者の任命拒否の理由を、これまで全く明らかにしないまま問答無用の姿勢を貫いていることです。つまり説明責任を放棄しているのです。これほど任命拒否された6名の学者の学問、人格、人権を無視する無礼な振る舞いもありません。昭和史の研究者として知られる保坂正康氏は、1933(昭和8)年に生起した京都帝国大学法学部滝川幸辰(ゆきとき)教授への思想弾圧事件、1935(昭和10)年に生起した美濃部達吉東京帝国大学名誉教授が唱えた天皇機関説をめぐる思想弾圧事件と比較しつつ、ことが密室で決定され、説明がなされず問答無用という姿勢を貫く点では、滝川事件、天皇機関説事件の時の政府よりも専制的でファッショ的であると鋭く批判しておられます。

この問題を考察する時に私たちが想起しなければならない宮城学院の歴史があります。それは1939(昭和14)年頃から大日本帝国政府・文部省は、宮城女学校のキリスト教に基づく教育を弱体化させ、皇国史観に基づく教育へ転換させようとする圧力を日増しに強めていったという事実です。その年の6月には3名の督学官が訪れ、クリーテ校長に祝日には讃美歌、聖書朗読、礼拝をやめ、「君が代」と教育勅語を中心に置く式典を行うように忠告しています。翌40年7月26日にも、東北学院、宮城女学校、尚絅女学校が県から呼び出され、「1. 礼拝を行い讃美歌等を歌う場合は必ず宮城遥拝、君が代奉唱等を先に実施し国民精神の涵養に資せしむること 2. 聖書の授業を必須からはずすこと 3. 御真影を受けること」が要請されるのです。その流れの中で41年には「教育勅語」と御真影を収める奉安殿の建設が着手され、42年4月に奉戴式が執行されます。更に43年4月には中学校令に基づき寄附行為から「基督教ノ精神ニ基キ品性ヲ涵養スルヲ以テ目的トス」との文章が削除され、「本法人ハ教育勅語ノ聖旨ヲ奉戴シテ女子ニ須要ナル教育ヲ施ス」と変更させられてしまうのです。文字通り政府の圧力によって宮城学院からキリスト教に基づく教育がはく奪され、教育勅語に取って代わられたということです。その事実を私たちは決して忘却してはなりません。そのことを思いめぐらすにつけ、今回の菅首相の学術会議会員候補者承認拒否問題は、かつて宮城学院が受けた国家権力によるキリスト教教育への不当な圧力や介入を十分に想起させるにあまりあるものでした。

多分、このような警戒感や日本の国公立の学校関係者や一般の私立学校の関係者にはそれほどピンとこないことなのかもしれません。なぜなら国家の圧力によって建学の精神がはく奪されるという厳しい試練を経ているからです。そのような人たちからみれば、ひょっとすると、たかが学術会議会員の任命問題にすぎないではないか、なんで重箱の隅を突くような問題に目くじらを立てるのかと苦々しく思う人々もいるかもしれません。しかし、宮城学院の学院長としては、まさにこの問題は「重箱の隅」の問題ではなく、「蟻の一穴天下の破れ」につながる大問題と映るのです。創立135年目を迎えた宮城学院が、戦前、戦中に味わった悲しみと苦しみと痛みに満ちた歴史的事実を忘却し、無かったことにすることは許されません。時に国家も悪魔化するのです。今の私の心に去来する思いは、再びあの暗い時代に至る劈頭に立っているのではないかとの胸騒ぎのようなものにほかなりません。

ナチス・ヒトラーに抵抗し捕えられたドイツ告白教会の指導者の一人であったマルティン・ニーメラー牧師は、祖国がナチズムに席卷されていく過程のなかで真摯にその事態と向き合うことがなかったことを反省して、戦後、講演のなかで次のような言葉を語ったことでした。

ナチスが共産主義者を捕えに来た時、私は黙っていた。

私は共産主義者ではなかったから。

彼らが社会民主主義者を投獄した時、私は黙っていた。

私は社会民主主義者ではなかったから。

彼らが労働組合員達を捕えた時、私は黙っていた。

私は労働組合員ではなかったから。

彼らが私を捕えに来た時、もはや抗議し得る者は誰一人いなかった。

マルティン・ニーメラー財団

ここでニーメラー牧師が警告する事態に至らないようにするためにも、私どもキリスト教学校に連なる者たちは、目を覚ましつつ預言者的な見張りの精神をもって時代の流れをしっかりとらえていかなければなりません。また、同時に「神を畏れ、隣人を愛する」とのスクール・モットー、建学の精神が政府の干渉や介入によって空しくされることが二度と起こらないようにしっかりと心に刻みつつ歩いていくものでありたいと願うものです。

ちなみに大日本帝国憲法は、1889(明治22)年2月11日に公布され、翌年の11月21日に施行されました。それと同時並行するように教育勅語が、その年の10月30日に渙発されるのです。さらに文部省は、1899(明治32)年8月3日に、キリスト教学校を弱体化させるべく訓令12号を発令します。そこには「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス依テ官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ」と定められていました。つまりキリスト教学校が礼拝や聖書の授業をすることを禁じたのです。もしキリスト教教育を続けるとすれば、その学校は各種学校扱いとなり、上級学校への進学や徴兵猶予の特典を失うこととなります。この訓令が出たことによって、とりわけ男子のキリスト教学校への入学者が激減し、当時のキリスト教学校の多くは存亡の危機に至ります。

しかし、各キリスト教学校は密接な連絡を取り合い、その特典を捨てても、キリスト教教育を守ることに徹したのです。一方その間にあって本多庸一青山学院院長、井深樞之助明治学院院長などが文部省に訓令の撤回や適用除外の運動をし続けた結果、撤回はなりませんでした。しかし、黙認と言う形で1901(明34)年5月、前述の上級学校への進学・徴兵猶予等の特典を回復することができたのです。しかし、確かなことは戦前の日本の思想的潮流には、一貫してキリスト教学校を異物と見なし、免疫抗体反応を示しつつ、折りあらば排斥しようとする動きが通奏低音のようになり響いていたということでしょう。

こういう明治から敗戦に至るまでの日本の教育史におけるキリスト教学校の姿、更にさかのぼること 250 年、江戸時代から明治 6 年に至るまで酸鼻を極めるキリシタン弾圧が続けられた歴史を思うにつけ、日本の知識人たちが、未だに一つの固定された紋切り型の宗教観、すなわち「日本の宗教は多神教で寛容なのに対し、欧米の宗教は一神教で不寛容」というステレオタイプに凝り固まっていることに驚きを覚えずにはられません。その代表的な人物が仙台市出身の哲学者で「ものづくり大学」の初代総長でもあった梅原猛氏と言ってよいでしょう。

曰く「キリスト教も回教も一神教であり、その信ずる神々ははなはだ排他的である。エホバの神もアラーの神も、他の神と共存する寛容さなどはもっていない。しかし、神道も仏教も多神教である。多神教であるならば、他の神様が自分と同じように祀られていたとしても、その神は決して嫉妬しないのである」(『日本人の魂—あの世を観る』光文社、1992 年)という具合です。

このような梅原氏の見方は、あまりに安易で粗雑です。戦前、戦中の時代には、植民地支配をした朝鮮・台湾を始め、東南アジア諸国にも神社が建立され、現地の人々に神社参拝が強要され、日本の多神教的価値観が押し付けられてきたことを意図的に無視しているとしか思えません。この人々は、多神教は寛容だとする価値観を絶対化することによって、神々を相対化する自己を絶対化してしまうのです。その自己絶対化が無自覚の不寛容になることを全く理解できていません。

抽象的な話をしてピンとこないでしょうから、卑近な例を取り上げてみましょう。たとえば皆さんが高校生だとして、修学旅行で京都や奈良の神社仏閣を見学した時、皆が、お賽銭を投げ入れ拝んでいるときに、一人お参りしないクラスメイトがいたとします。もしその子が「私はクリスチャンだから見学はするけど、お参りはしないは」と言ったとしたら、皆さんはどう考えるでしょうか。多くの日本人は、「堅苦しいこと言うなあ。一休さんだって『分け登る麓の道は多けれど、同じ高嶺の月を見るかな』と言っているじゃないか。登山道はいろいろあるけど、山頂で眺める月は同じなんだからお寺だろうが、神社だろうが、教会だろうが関係ないでしょう。拝めばいいじゃん。ご利益もあるかもしれないし」と思うに違いないのです。そこでは融通無碍さが、同調バイアスに従うことがなにより貴いものとされ、クリスチャンの頑なさ、寛容でないことが嘆かれ、裁かれるのです。しかし、当のその人は、「お寺だろうが、神社だろうが、教会だろうが同じでしょう」という多神教的な価値観で、一神教を信じる人を不寛容にも裁いているということには気づこうとはしません。このこと一つをとってみても、多神教であれば寛容、一神教であれば不寛容ということがどんなに一面的な見方であるかが理解していただけるのではないのでしょうか。

評論家の加藤周一氏が、多神教寛容論を主張する人々に向かって次のような批判を投げかけていることは十分に傾聴すべきことのように思うのです。

「この議論は理くつとして弱い。多神教がこの神もよろしいあの神もよろしいというのはその体系内部での話である。別の民族の別の多神教の体系に対しても寛大であるとはかぎらないであろう。また多神教の体系は、その多数の神の間に上下の階層的構造を備えることが多く、最高神を別にする体系に対しては攻撃的でありうる。」(「夕陽妄語」朝日新聞 1990 年 2 月 15 日)

本当の「共生のための多様性の承認」は、多神教の人の生きる権利も、一神教の人の生きる権利も認める成熟した寛容でなければなりません。

思想史的なコンテキストを振り返れば、少数者の権利を確立したのは、神々を従えて君臨する多神教的自己絶対化の精神ではありません。真摯にひとりの神に仕えるためには国をも捨てて新天地(北米)に赴く打ち砕かれた精神によってでした。事実、政教分離が歴史的に憲法で成文化されたのは、アメリカ合衆国憲法修正第 1 条が最初であることはどんなに強調しても強調しすぎることはありません。つまり、今日の人権概念、社会契約、信教の自由が生み出された背景には、プロテスタンティズムが大きな影響を与えていたのです。もちろん、今、私たちが目の当たりにしているアメリカに出現したトランプ大統領と彼を支持するファンダメンタリストの暴力的とも言える非寛容さは、あらためて丁寧に考察され、批判的に乗り越えられなければなりません。プロテスタンティズムも頹落するのです。確かなことは宮城学院の福音主義キリスト教は、およそトランプ大統領とそれを支持する非寛容な原理主義的キリスト教とは似て非なるものだということです。

宮城学院女子大学が 2021 年度から「共生のための多様性宣言」のもとにトランスジェンダーの学生を受け入れる歴史的な一歩を記そうとしています。その時に私たちが聴き入るべきみ言葉は、「よいサマリア人の譬え」であるに違いありません。すでに皆さんは、耳にタコができるほど繰り返し聴き入っている譬え話だと思います。だとしても、ここで主イエスが説かれた隣人理解は、いつ聴き入ってもまことに革命的でラディカルです。主イエスは告げます。「では、わたしの隣人とはだれですか」と問うなかれ!!と。「わたしにふさわしい隣人、わたしが愛すべき隣人はだれだろう」なんて呑気に頭のなかで考えること自体が、隣人を愛することがわかっていない証拠だよ。隣人が誰だろうなんて考えたり、決めようとする必要はないんだ。ただ苦しんでいる人、傷ついている人、助けを求める人、悲しんでいる人、病む人がいたら、その人の隣人になってあげればいいじゃないか。その人が敵対する民族の人であろうが、その人がどんな宗教や思想を信じていようが、その人のジェンダーがなんであるかなんてことも関係ない。その人の隣人となって助けてあげなさい。それだけだ」ということなのです。そこには傷ついている者、苦しんでいる者、助けを求める者たちへの広大無辺な隣人愛が告げられています。

しかし、ここで注意したいことは、この譬えがただ「隣人を愛する」ということを説いているだけではないということです。明らかに「神を畏れること」、「神を愛すること」もしっかりと説かれているのです。27 節です。「心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい」と。そうです。よいサマリア人の譬えは、ただ単に隣人愛の譬えではありません。正しくは「神を畏れ(愛し)、隣人を愛する」ことの譬えとなっているのです。

それでは「神を畏れること」「神を愛すること」は、このテキストのなかでどのように表現されているのでしょうか。

そのことを理解するためには、この譬えの最後で主イエスが語られたみ言葉に心を留めなければなりません。主イエスは、「行って、あなたも同じようにしなさい。」と命じられます。はたして私たちのうちのだれが、その主の命令に対し素直に「アーメン、その通りです。その通りに生きます」と応答できるのでしょうか。

ここで主イエスが説かれた隣人愛を私たちが理解できたとしても、それを実践することは如何にしたら可能となるのでしょうか。そのことを思いめぐらしはじめたら、正直、途方に暮れざるをえないのではないのでしょうか。

ここで私たちは宗教改革者のマルティン・ルターがこの譬えを註解しつつ、「良きサマリア人イエ

ス」と告げていることを心に刻むことは、極めて重要なことでしょう。傷ついたユダヤ人の旅人を見出したこのサマリア人は、「その人を見て憐れに思い、近寄って傷に油とぶどう酒を注ぎ、包帯して、自分のろばに乗せ、宿屋に連れて行って介抱した。」のです。傷ついた旅人に徹底的に関わり面倒を見るのです。この時のサマリア人の思いが「憐れむ」と訳されていますが、ギリシア語でσπλαγκνίζομαιという動詞です。σπλαγκνίζωというのはもともと「はらわた」を意味します。そのはらわたが、ちぎれんばかりの激しい同情の思いをもってサマリア人は旅人に近寄ったというのです。新約聖書のなかにこの動詞が、マタイ、マルコ、ルカ福音書の中だけに 12 回出てきます。そのいずれの場面でも神の思いか、主イエスの振る舞いを示す言葉として用いられているのです。ですから、このサマリア人についてルターが「神のよきサマリア人イエス」と註解したことは正しいのです。

確かに主イエスが、「良いサマリア人の譬え」を通してお示しくださった隣人理解は、全くもって限定的ではなく、実に広大無辺です。「ただ傷ついた人の隣人となりなさい」というだけなのですから。しかし、その隣人愛を生きる力はどこから生まれてくるのでしょうか。「行って、あなたも同じようにしなさい。」との御言葉を、「アーメン、本当にその通りです」と私たちが受け止められるようになるのはどのようにしてなのでしょう。

確かなことは私たちが本当にこの愛に生きようとするなら、事実、その愛を貫き、生き切った神の御子主イエス・キリストの愛に目を開かれることを通してではないでしょうか。それ以上でもそれ以下でもありません。そこには唯一性がある、限定性があるのです。そのことが宮城学院の創立の根源にある愛の出来事、事実です。思想でもない、観念でもない、道徳でもありません。神の御子が人となってあの貧しく低くベツレヘムの家畜小屋の飼い葉桶に生まれ、それより暗く惨めなゴルゴタの十字架に命を差し出され、文字通り苦しみ、痛み、悲しみ、罪のなかに呻吟する者のために愛を貫いてくださった。そしてその罪と死と滅びの力に勝利して復活された。ただその方、その愛に気づかされた時に、私たちは本当の意味で「共生のための多様性宣言」のなかにおける隣人愛を貫き生きることができないのではないのでしょうか。それが宮城学院の立つ場所です。そのことを割り引いたりごまかしたりはできません。そのことを新しき年の最初の礼拝で皆さんと共に心に刻みたく願います。

祈祷

主なる神、あなたの御名を崇めます。

主の年、2021 年の宮城学院教職員新年礼拝を御前に持たしめられましたことを心より感謝申し上げます。

なお、コロナ禍の第三波の勢いがとまりません。この試練のなかにあっても、私たちがあなたに望みと信頼を置き、あなたから託された教育的使命をよく全うすることができるよう導いてください。

大学では、共生のための多様性宣言のもと、2021 年度よりトランスジェンダーの学生の方々を受け入れる歩みが始まります。「神を畏れ、隣人を愛する」ことの深みをしっかりと受けとめ理解しつつ、宮城学院ならではの真実の寛容の精神をもって多様な人々を受け入れる学び舎となさせてく

ださい。

世界中のコロナに病む方々を癒し、医療従事者を励まし、医療崩壊を防いでください。またコロナ禍ゆえに困窮を極める者がいたらあなたがふさわしい助けを備えてください。なにより、この過酷な現実のなかで為政者たちが、何が重要であるかをわきまえ、速やかに最善の政策を遂行できるよう聖霊をもって導いてください。私たちも自分を愛することと隣人を愛することが一つとされた新しい生活様式を倦まず弛まず生きることによってこのコロナ禍を収束へ至らせる歩みを全うすることができますように。主の年 2021 年の宮城学院の歩みを、あなたが御手をもって確かに導いてください。

この祈りを一同の祈りに合わせ、宮城学院のまことの創立者であられる主イエス・キリストの御名によってお祈り申し上げます。アーメン